

自由テーマ研究会

[大会要項より転載]

自由テーマ研究会 (分科会)

国際文書館評議会(ICA) 作成の 記録史料記述の標準化と 電子記録の保存ガイドについて

記録史料情報管理論研究会

青山 英幸：記録史料記述の標準化

安澤 秀一：電子記録の保存ガイド

安藤 正人：司 会

1 報告の目的と限定

ICAは1990年代初頭から、記録史料の制御についての世界的な標準化を2つの分野—記録史料記述の標準化、電子記録の保存—において構築し、実施してきている。

この背景には、コンピュータがもたらした情報と記録の技術革新、そして情報知識科学の大きな進展、などがあり、それを積極的にアーカイバル・サイエンスの中に摂取し、新しい領域を構築しようとしている。

記録史料記述の標準化は、記録史料を利用者に再提示する際の考え方とその方法についての標準であり、電子記録の保存は、現在進行している、また将来爆発的に拡大する電子記録の保存について、アーカイバル・サイエンスの視点から、その保存戦略を検討し、ガイドを作成しているものである。この自由テーマ研究会では、限られた時間内で多岐にわたるこれらの諸問題を十分に検討することは不可能であるが、これらについてのICAの諸報告からその考え方、問題への接近方法などを紹介することとした。

表 ICAにおける記述基準特別委員会および電子記録委員会の主な活動

記録史料記述の標準化

1990 ICA記述基準特別委員会設置

1992 Statement of Principles Regarding Archival Description, [Statement]

1994 General International Standard Archival Description, [ISAD(G)],

1996 International Standard Archival Authority Record for Corporate Bodies, Persons and Families [ISAAR(CPF)]

電子記録保存

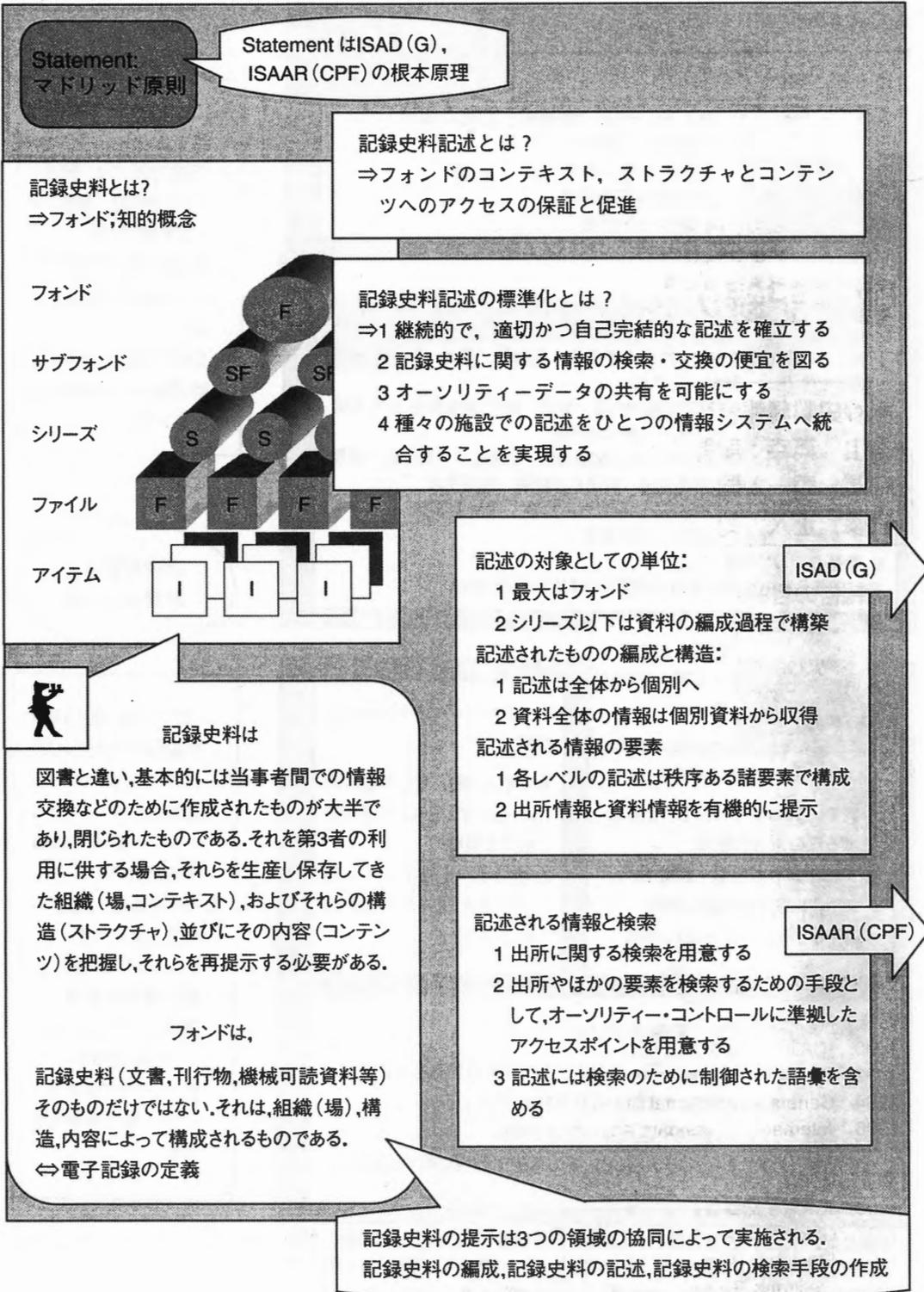
1993 ICA電子記録委員会設置

1997 Guide for Managing Electronic Records from an archival perspective, ICA Studies 8, [Guide]

Electronic Records Programs: Report on the 1994/95 Survey, ICA Studies 9, [Survey]

Electronic Records: Literature Review, ICA Studies 10, [Review]

2 記録史料記述の標準化



記述される要素(項目)を統一し、フォンド内にもどのように記述するかを定めている

ISAD (G)

マルチレベル(多層的)記述の規則

- 1 概要から個別へ
- 2 記述するレベルに適した情報
- 3 記述の相互関連
- 4 情報の非重複

記述の要素:6エリア 26要素

- 1 個別情報のエリア:レファレンス・コード 表題 記述単位に含まれる資料の作成年月日 記述のレベル 記述単位の規模(数量,または大きさ)
 - 2 成立の経緯に関するエリア:作成者名称 組織歴/履歴 記述単位の年代域 伝来 資料 入手先
 - 3 内容および構造のエリア:範囲と内容/要約 評価,廃棄処分,保存年限についての情報 追加受入 編成の方法
 - 4 公開および利用条件のエリア:法的位置付け 利用条件 著作権/複写に伴う条件 資料の使用言語 物理的な特徴 検索手段
 - 5 関連する資料のエリア:オリジナル資料の所在 複製の存在 関連する記述単位 関連する資料 出版情報
 - 6 覚書のエリア:覚書
- ※必要最低限の記述の要素は個別情報エリアの6要素など

1. ISAD(G)は5年毎に見直す
2. 記述方法には「記述」による表現と「目録」による表現がある。
3. 記述要素の配列順序などの様式は定めていない。
4. 記述の要素は記録の管理段階から採用された方がよい。

記述実験例:
箱館奉行文書

記述されるフォンド等の名称の統一

ISAAR (CPF)

オーソリティー・コントロールの目的

- 1 アクセスポイントとなるものを登録する際の方法の制御
- 2 フォンド等作成主体(組織,個人,家族)に関する情報の制御
⇒オーソリティー・レコードの作成

オーソリティー・コントロールの役割

1. フォンド等作成主体名称のオーソリティー・レコードを作成する規則
2. 他のオーソリティー・レコードとリンクするためのガイド

オーソリティー・レコードの構成:3エリア

1. オーソリティー・コントロール・エリア: フォンド等の登録名称と別称等の情報および関連する他の登録名称の情報
2. 情報エリア: 1の構成や活動等に関する情報
3. 注記エリア: オーソリティー・レコードの作成や保持に関する記録

1. ひとつの記録史料保存機関でのオーソリティー・コントロールから地域ネットワークとしてのものへ,共通の情報の共有化へ
2. そのためには,地域内の協力によるオーソリティー・レコード管理体制の構築が必要。
3. 各オーソリティー・レコードの集合体オーソリティー・ファイルが各フォンド一覧の役割も果たす。

参考文献:全体については安藤正人『記録史料学と現代』(吉川弘文館,1998)「第4章記録史料の編成と目録記述」,ISAD(G)については青山英幸解説・森本祥子翻訳「国際標準記録史料記述:一般原則」(『記録と史料』,No6,1995)

3 電子記録の保存ガイド

電子記録保存のための戦略

GUIDE

記録 RECORD

定義:「記録とは発議、構想ないし実現において機関としてのあるいは個人としての行為として作成されたあるいは受領した、および行為の証拠を提供するに十分なコンテンツ(内容)、コンテキスト(脈絡)、およびストラクチャー(構造)を構成している、記録された情報のことである。」

記録保管システム RECORDS KEEPING

定義:「記録保管システムは適切な方法で記録を保管し検索するのに必要となる。記録保管システムは記録を保管し検索すると言う目的のために発展させられた情報システムであり、記録の真正性と信頼性を守るように保管し閲覧させる特別な機能を制御するように体系化されている。記録保管システムはまた記録のコンテキストの部分でもある。記録の真正性を証明する重要なコンテキスト情報を提供し、内容の正しい理解のために必要となるコンテキスト情報を提供する。」

電子記録のライフサイクル

電子記録保存のための枠組み:第1原則
アーカイヴズは真正性、信頼性、保存性を電子記録の作成と保管期間を強化するために、永久保存記録を作成し、保管することを、電子システムの全ライフサイクルに包含するようにすべきである。

記録作成者と保存電子記録

電子記録保存のための枠組み:第2原則
アーカイヴズは、記録作成者が真正性、信頼性、保存性をもつ保存記録を作成し、保管することを強化しなければならない。

評価

電子記録保存のための枠組み:第3原則
アーカイヴズは評価過程と保存電子記録についての知的制御を実践しなければならない。

保存と閲覧

電子記録保存のための枠組み:第4原則
アーカイヴズは、電子記録が提供性、閲覧性、理解可能性を維持することを強化するよう保存と閲覧必要条件を表現すべきである。

電子記録:従来の紙媒体記録との比較

	紙媒体記録	電子記録
記録化と形象の利用	形象を直接認識	形象を間接認識
内容と媒体の結びつき	媒体と内容の密着	媒体と内容の分離可能
物理的及び論理的構造の特質	可視性,定型的	不可視性,非定型的⇒論理的構造
メタデータ		記録のコンテキストとストラクチャー 理解に必須
同定記録	物理的に同定	証拠を提供
時間を越えた記録保存	物理的単位	新技術のプラットフォームへ移し替え

メタデータ
定義:データについてのデータ;安澤秀一補注,例えばMSワードファイルのプロパティに記載されているようなデータ

メタデータの把握が重要事項となる

REVIEW
Annex3
Metadata
Requirement
for Evidence

メタデータ
の把握

電子記録の出現により、記録史料の定義は、
コンテキスト、ストラクチャー、コンテンツ、にあら
たにメタデータを付加する必要がある。

